

犯罪被害「手帳」に記録

警察庁 来春から支援拡充

警察庁は4日、犯罪被害者らの新たな支援策を盛り込んだ来春開始の「第5次犯罪被害者等基本計画」案を公表した。負担軽減を図るため自身の被害内容を記録できる「被害者手帳」や、支援者が対応状況を記録する「カルテ化」の導入、北欧での経済的支援に関する調査などを明記した。

政府はこれまでの施策で「支援の取り組みは大きく前進」と評価。さらに充実させるため、基本

第5次犯罪被害者等基本計画案のポイント

- 被害者らが自身の被害内容を記録できる「被害者手帳」作成
- 支援者が被害者らへの対応状況を記録する「カルテ化」導入
- 被害者らと支援機関との調整を担う「犯罪被害者等支援コーディネーター」制度に財政支援
- 被害者らへの経済的支援について北欧での調査
- 被害者らの休暇制度の導入促進

計画案は犯罪被害者団体などの意見を踏まえ、約300の施策で構成した。5日から26日までパブリックコメント（意見公募）を実施し、来年3月に閣議決定する予定。対象は犯罪による被害者や家族または遺族で、犯罪種別は問わない。

被害者手帳は支援機関に被害を何度も説明せず済み、精神的な負担を軽くする。一部自治体は独自に導入しているが、全国的に拡充する。配布対象は未定だが、性犯罪やひき逃げ事件の被害者、殺人事件や交通死亡

事故の遺族を軸に検討する。カルテには、被害者らへの対応状況を支援者が記録。時間において相談した際に活用し、長期的な支援につなげる。

被害者らの損害回復や経済的支援を巡っては、加害者側が損害賠償金を支払わないケースが後を絶たない。北欧の一部で国が損害賠償金を補償した上で加害者から回収する制度がある。こうした施策を調査する。

基本計画案によると、被害者らと支援機関との調整を担う「犯罪被害者等支援コーディネーター」制度への財政支援の実施を目指す。被害者らの休暇制度導入を促進する他、インターネット上の誹謗中傷対策も充実させる。「犯罪被害者週間」は認知度向上のため、「月間」にすることを改めて計画案に盛り込んだ。